

# 令和3年度第2回射水市国民健康保険運営協議会

開催日 令和4年2月  
書面開催

## 次 第

### 1 協議事項

- (1) 射水市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例案等について  
..... 資料 1

### 2 報告事項

- (1) 国民健康保険事業特別会計令和3年度決算見込及び令和4年度  
当初予算(案)について ..... 資料 2
- (2) 令和4年度事業費納付金及び標準保険料率の算定結果について  
..... 資料 3
- (3) 令和4年度射水市国民健康保険事業計画(案)について  
..... 資料 4
- (4) 第2期データヘルス計画における評価結果及び保健事業の実施  
状況について ..... 資料 5

# 射水市国民健康保険運営協議会委員名簿

任 期（3年）令和2年2月1日～令和5年1月31日まで

令和3年9月1日現在

代表区分	氏名	就任年月日	関係団体	備考	
被保険者を代表する委員（4名）	石黒 勝久	平成30年5月17日	射水市地域振興会連合会推薦		
	尾上 清逸	平成30年5月17日	射水市地域振興会連合会推薦		
	中田 正憲	令和2年2月1日	射水市老人クラブ連合会推薦		
	岡田 静子	平成30年4月1日	射水市ヘルスポランティア連絡協議会推薦		
保険医又は保険薬剤師を代表する委員（4名）	木田 和典	平成26年5月10日	射水市医師会推薦		
	島多 勝夫	平成29年4月1日	射水市医師会推薦		
	嶋 直毅	令和3年7月1日	射水市歯科医師会推薦		
	酢谷 睦美	令和3年9月1日	富山県薬剤師会射水支部推薦	前任者 残任期間	令和3年9月1日～
公益を代表する委員（4名）	二瀬 保邦	令和2年2月1日	射水市民生委員児童委員協議会推薦	職務代理者	
	塚本 清	平成25年5月26日	いみず野農業協同組合推薦	会 長	
	亀谷 順子	平成28年4月1日	射水市食生活改善推進協議会推薦		
	森下 恵子	平成30年4月1日	射水市母子保健推進員連絡協議会推薦		

## 議題1 射水市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例案等について

### 1 未就学児の国民健康保険税を減額する規定の追加案(条例第21条)

#### (1) 改正趣旨

地方税法(昭和25年法律第226号)の一部改正に伴い、本市条例について所要の改正を行います。

#### (2) 改正内容

##### ア 未就学児に係る均等割額の減額

未就学児(6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者)の医療分及び後期高齢者支援金等分の均等割額を5割減額する規定を追加します。

		令和3年度(現行)	令和4年度		令和5年度以降		
		一般被保険者	一般被保険者(現行)	未就学児(改正後)	一般被保険者(現行)	未就学児(改正後)	
一般世帯	医療分(軽減額)	24,000円	24,000円	12,000円 (12,000円)	24,000円	12,000円 (12,000円)	5割軽減
	後期高齢者支援金等分(軽減額)	6,600円	8,200円	4,100円 (4,100円)	9,800円	4,900円 (4,900円)	
2割軽減世帯	医療分(軽減額)	19,200円 (4,800円)	19,200円 (4,800円)	9,600円 (14,400円)	19,200円 (4,800円)	9,600円 (14,400円)	6割軽減
	後期高齢者支援金等分(軽減額)	5,280円 (1,320円)	6,560円 (1,640円)	3,280円 (4,920円)	7,840円 (1,960円)	3,920円 (5,880円)	
5割軽減世帯	医療分(軽減額)	12,000円 (12,000円)	12,000円 (12,000円)	6,000円 (18,000円)	12,000円 (12,000円)	6,000円 (18,000円)	7.5割軽減
	後期高齢者支援金等分(軽減額)	3,300円 (3,300円)	4,100円 (4,100円)	2,050円 (6,150円)	4,900円 (4,900円)	2,450円 (7,350円)	
7割軽減世帯	医療分(軽減額)	7,200円 (16,800円)	7,200円 (16,800円)	3,600円 (20,400円)	7,200円 (16,800円)	3,600円 (20,400円)	8.5割軽減
	後期高齢者支援金等分(軽減額)	1,980円 (4,620円)	2,460円 (5,740円)	1,230円 (6,970円)	2,940円 (6,860円)	1,470円 (8,330円)	

未就学児の均等割保険税を5割軽減した場合は、例えば、低所得世帯の7割軽減の適用がある未就学児は、軽減後の3割について、その5割を軽減することとなります。(低所得世帯の軽減が適用されている場合は最大で8.5割の軽減となります。)

イ その他規定の整備を行います(引用条項の改正及び規定の明確化のための字句の修正)。

#### (3) 施行期日等

##### ア 施行期日

条例公布の日。(2)ア及び(2)イ(引用条項の改正に限る。)については令和4年4月1日。

##### イ 適用区分

令和4年度分の国民健康保険税から適用します((2)ア既定の明確化のための字句の修正については、公布の日から適用)。

## 2 その他国民健康保険条例等の改正

### (1) 令和3年度において改正した条例等

#### ア 射水市国民健康保険条例の一部を改正する条例

改正趣旨…健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)の一部改正に伴い、出産育児一時金を引き上げ、また、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)第1条第5号の規定により、国民健康保険の被保険者とならない者を本市条例に規定するため、条例の一部を改正しました。

改正内容…産科医療補償制度における掛金が「16,000円」から「12,000円」に引き下げられることに併せて、出産育児一時金の額を「404,000円」から「408,000円」に引き上げました。

また、児童福祉施設等に入所している児童で扶養義務者のいないものは医療費が県からの公費(本人負担なし)で全額賄われており、国民健康保険の被保険者とならないことで当該被保険者の保険税がかからなくなります。

なお、当該規定の見直しは県を通じて国から要請があったものであり、条例に規定がない県内の多くの自治体で同様の改正が行われています。

施行日…令和4年1月1日から

#### イ 射水市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

改正趣旨…傷病手当金の支給に対する財政支援の適用期間について、「令和3年4月1日から令和3年6月30日までの間」とされていたものが、その後、国及び県から適用期間の延長について通知が3回発出されたことに伴い、規則の一部を3回改正しました。

改正内容…附則第3項中「令和3年6月30日」とあるものを「令和3年9月30日」と改正し、その後さらに「令和3年12月31日」、「令和4年3月31日」と改めました。

施行日…公布の日から

### (2) 令和4年度において改正を予定している条例等

国民健康保険制度については、現在、国において次のような改正等が検討されています。

ア 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額については、現行の63万円から65万円に2万円引き上げ、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額については、現行の19万円から20万円に1万円引き上げ、介護納付金課税額に係る課税限度額は現行の17万円据え置きとする予定であり、地方税法の改正に合わせて本市条例について、所要の改正を予定しています。(令和4年6月市議会に議案提出を予定しています。)

## 1. 令和3年度 国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算見込

決算見込額が当初予算額を上回る予算科目については、補正予算で対応しています。

## (歳入)

(単位:千円)

款	項	目	節	当初予算額 A	決算見込額 B	差引額 B-A
1	国民	保険	税	1,465,555	1,465,555	0
	1	目	一般被保険者国民健康保険税	1,464,809	1,464,809	0
	2	目	退職被保険者等国民健康保険税	746	746	0
2	使用	料	及び手数料	600	600	0
3	国庫	支	出金	1	4,353	4,352
4	県	支	出金	6,004,418	6,336,683	332,265
	1	項	県負担金	5,993,459	6,325,724	332,265
		1	節 保険給付費等交付金(普通交付金)	5,822,805	6,153,468	330,663
		2	節 保険給付費等交付金(特別交付金)	170,654	172,256	1,602
	2	項	県補助金	10,958	10,958	0
	3	項	財政安定化基金交付金	1	1	0
5	財産	収	入	8	70	62
6	繰	入	金	609,462	625,052	15,590
	1	項	他会計繰入金	516,615	515,515	1,100
	2	項	基金繰入金	92,847	109,537	16,690
7	繰	越	金	1	22,870	22,869
8	諸	収	入	15,782	15,782	0
	1	項	延滞金、加算金及び過料	9,000	9,000	0
	2	項	預金利子	1	1	0
	3	項	貸付金元利収入	378	378	0
	4	項	雑入	6,403	6,403	0
歳入合計				8,095,827	8,470,965	375,138

## (歳出)

(単位:千円)

款	項	目	節(事業名)	当初予算額 A	決算見込額 B	差引額 B-A
1	款		総務費	105,710	110,666	4,956
	1	項	総務管理費	86,075	90,305	4,230
	2	項	徴税费	10,790	11,516	726
	3	項	運営協議会費	240	240	0
	4	項	趣旨普及費	897	897	0
	5	項	医療費適正化特別対策事業費	7,708	7,708	0
2	款		保険給付費	5,867,182	6,193,645	326,463
	1	目	一般被保険者療養給付費	5,018,667	5,288,789	270,122
	2	目	一般被保険者療養費	66,213	71,186	4,973
	3	目	審査支払手数料	15,264	15,264	0
	1	目	一般被保険者高額療養費	737,025	792,593	55,568
	2	目	一般被保険者高額介護合算療養費	600	600	0
	1	目	一般被保険者移送費	300	300	0
	1	目	出産育児一時金	25,200	21,000	4,200
	2	目	支払手数料	13	13	0
	1	目	葬祭費	3,900	3,900	0
3	款		国民健康保険事業費納付金	2,008,723	2,008,723	0
	1	項	医療給付費分	1,359,699	1,359,699	0
	2	項	後期高齢者支援金等分	493,175	493,175	0
	3	項	介護納付金分	155,849	155,849	0
4	款		財政安定化基金拠出金	1	1	0
5	款		保険事業費	91,546	92,298	752
	1	目	保健衛生普及費	8,216	8,216	0
	2	目	疾病予防費	16,349	16,349	0
	3	目	出産費資金貸付金	378	378	0
	1	目	特定健康診査費事業費	62,184	62,936	752
	2	目	特定保健指導費事業費	4,419	4,419	0
6	款		基金積立金	8	22,940	22,932
7	款		公債費	50	50	0
8	款		諸支出金	12,607	42,642	30,035
9	款		予備費	10,000	0	10,000
			歳出合計	8,095,827	8,470,965	375,138
			収支(歳入合計 - 歳出合計)	0	0	0
			実質単年度収支	92,840	109,467	16,627

実質単年度収支 = 収支差引 - 繰越金 - 基金繰入金 + 基金等積立金 + 前年度繰上充用金

国保財政調整基金残高見込額(年度末)

370,824

当初予算と決算見込を比較して、実質単年度収支の赤字が増えた主な要因は、県に対する令和2年度普通交付金の精算に伴い約3,100万円の返還金が生じたことによるものです。

## 2. 国民健康保険事業 財政調整基金残高の推移と今後の見込

### (1) 保険税率改定後の基金残高(見込)

(単位:千円)

	平成30年度 (決算額)	令和元年度 (決算額)	令和2年度 (見込)	令和3年度 (推計)	令和4年度 (推計)	令和5年度 (推計)	令和6年度 (推計)
基金積立額 (+)				0	0	0	0
基金取崩額 (-)				75,000	48,000	0	28,000
年度末基金残高 (推計) (A)	780,384	534,488	404,920	329,920	281,920	281,920	253,920

推計値は令和2年度射水市国民健康保険運営協議会第4回(R3.2.4)資料より

### (2) 基金残高の推移と今後の見込

(単位:千円)

	平成30年度 (決算額)	令和元年度 (決算額)	令和2年度 (決算額)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (予算案)	令和5年度 (推計)	令和6年度 (推計)
年度当初基金残高	698,789	780,384	534,488	457,421	370,824	366,763	366,763
基金積立額 (+)	81,595	54,104	22,933	22,940	8	0	0
基金取崩額 (-)	0	300,000	100,000	109,537	4,069	0	28,000
年度末基金残高 (B) (5月31日時点)	780,384	534,488	457,421	370,824	366,763	366,763	338,763
基金残高の決算額と推 計額の比較 (B)-(A)			52,501	40,904	84,843	84,843	84,843

### 3. 令和4年度 国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算(案)

(歳入)

(単位:千円)

款	項	目	節	R4当初予算額 (案) A	R3当初予算額 B	増減 A-B	伸率 (%)
1款	国民保険税			1,469,344	1,465,555	3,789	0.3
	1目	一般被保険者国民健康保険税		1,468,817	1,464,809	4,008	0.3
	2目	退職被保険者等国民健康保険税		527	746	219	29.4
2款	使用料及び手数料			600	600	0	0.0
3款	国庫支出金			1	1	0	0.0
4款	県支出金			6,358,591	6,004,418	354,173	5.9
	1項	県負担金		6,347,433	5,993,459	353,974	5.9
		1節	保険給付費等交付金(普通交付金)	6,181,203	5,822,805	358,398	6.2
		2節	保険給付費等交付金(特別交付金)	166,230	170,654	4,424	2.6
	2項	県補助金		11,157	10,958	199	1.8
	3項	財政安定化基金交付金		1	1	0	0.0
5款	財産収入			8	8	0	0.0
6款	繰入金			527,488	609,462	81,974	13.5
	1項	他会計繰入金		523,419	516,615	6,804	1.3
	2項	基金繰入金		4,069	92,847	88,778	95.6
7款	繰越金			1	1	0	0.0
8款	諸収入			13,382	15,782	2,400	15.2
	1項	延滞金、加算金及び過料		10,000	9,000	1,000	11.1
	2項	預金利子		1	1	0	0.0
	3項	貸付金元利収入		378	378	0	0.0
	4項	雑入		3,003	6,403	3,400	53.1
歳入合計				8,369,415	8,095,827	273,588	3.4



## (歳出)

(単位:千円)

款	項	目	節(事業名)	R4当初予算額	R3当初予算額	予算増減	伸率
				(案) A	B		
1	款		総務費	112,494	105,710	6,784	6.4
		1	総務管理費	92,372	86,075	6,297	7.3
		2	徴税费	11,593	10,790	803	7.4
		3	運営協議会費	181	240	59	24.6
		4	趣旨普及費	726	897	171	19.1
		5	医療費適正化特別対策事業費	7,622	7,708	86	1.1
2	款		保険給付費	6,195,203	5,867,182	328,021	5.6
		1	一般被保険者療養給付費	5,317,366	5,018,667	298,699	6.0
		2	一般被保険者療養費	65,198	66,213	1,015	1.5
		3	審査支払手数料	14,628	15,264	636	4.2
		1	一般被保険者高額療養費	772,200	737,025	35,175	4.8
		2	一般被保険者高額介護合算療養費	600	600	0	0.0
		1	一般被保険者移送費	300	300	0	0.0
		1	出産育児一時金	21,000	25,200	4,200	16.7
		2	支払手数料	11	13	2	15.4
		1	葬祭費	3,900	3,900	0	0.0
3	款		国民健康保険事業費納付金	1,948,064	2,008,723	60,659	3.0
		1	医療給付費分	1,317,962	1,359,699	41,737	3.1
		2	後期高齢者支援金等分	480,524	493,175	12,651	2.6
		3	介護納付金分	149,578	155,849	6,271	4.0
4	款		財政安定化基金拠出金	1	1	0	0.0
5	款		保険事業費	91,041	91,546	505	0.6
		1	保健衛生普及費	8,865	8,216	649	7.9
		2	疾病予防費	16,108	16,349	241	1.5
		3	出産費資金貸付金	378	378	0	0.0
		1	特定健康診査費事業費	59,660	62,184	2,524	4.1
		2	特定保健指導費事業費	6,030	4,419	1,611	36.5
6	款		基金積立金	8	8	0	0.0
7	款		公債費	50	50	0	0.0
8	款		諸支出金	12,554	12,607	53	0.4
9	款		予備費	10,000	10,000	0	0.0
			歳出合計	8,369,415	8,095,827	273,588	3.4
収支(歳入合計 - 歳出合計)				0	0	0	0
実質単年度収支				4,062	92,840	88,778	95.6
実質単年度収支 = 収支差引 - 繰越金 - 基金繰入金 + 基金等積立金 + 前年度繰上充用金							
国保財政調整基金残高見込額(年度末)				366,763			

令和4年度当初予算(案)と前年度当初予算を比較して、実質単年度収支の赤字が大幅に減った  
 主な要因は、歳出予算において県の試算で保険事業費納付金が約6,000万円減ったことによるものです。

## 令和4年度事業費納付金及び標準保険料率の算定結果について

### 1 1人あたり納付金

県全体の保険給付費に充てるための保険料収納必要額(事業費納付金)を、各市町村の医療費水準、所得水準等で按分し、各市町村が県へ納付するものです。

算出された1人あたりの納付金が、平成28年度値と比較して一定割合以上である市町村には激変緩和措置(公費投入)が講じられます。令和4年度分の一定割合は、「12.1%」と設定されましたが、本市は、10.9%の伸びとなり、激変緩和措置の対象外となりました。

なお、激変緩和措置の対象市町村は、県内7市町村となっています。

1人あたり 事業費納付金	H28年度	R3年度 (前年度比)	R4年度 (前年度比)	H28 R4 伸び率
射水市	114,704 円	121,226 円 ( 1.02%)	127,249 円 (4.97%)	<b>10.9%</b>
県全体	119,517 円	123,494 円 ( 1.48%)	127,675 円 (3.39%)	6.8%

### 2 標準保険料率

事業費納付金の財源は、被保険者からの保険税となっていますが、本市の標準保険料率(事業費納付金に見合う理論上の保険料率、県公表値)は、次のとおりとなりました。

令和4年度の標準保険料率と現行保険料率を比較すると、医療分が高く、後期高齢者支援分及び介護納付金分が低い保険料率となっています。

	医療分(基礎賦課分)			後期高齢者支援金分			介護納付金分		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
標準保険 料率	5.96	26,138	16,592	2.53	10,768	6,835	2.35	11,868	5,853
市現行保 険税率	6.80 %	24,000 円	24,000 円	2.20 %	8,200 円	6,200 円	1.50 %	8,700 円	6,000 円
-	0.84	2,138	7,407	0.33	2,568	635	0.85	3,168	147

### 3 今後の方針

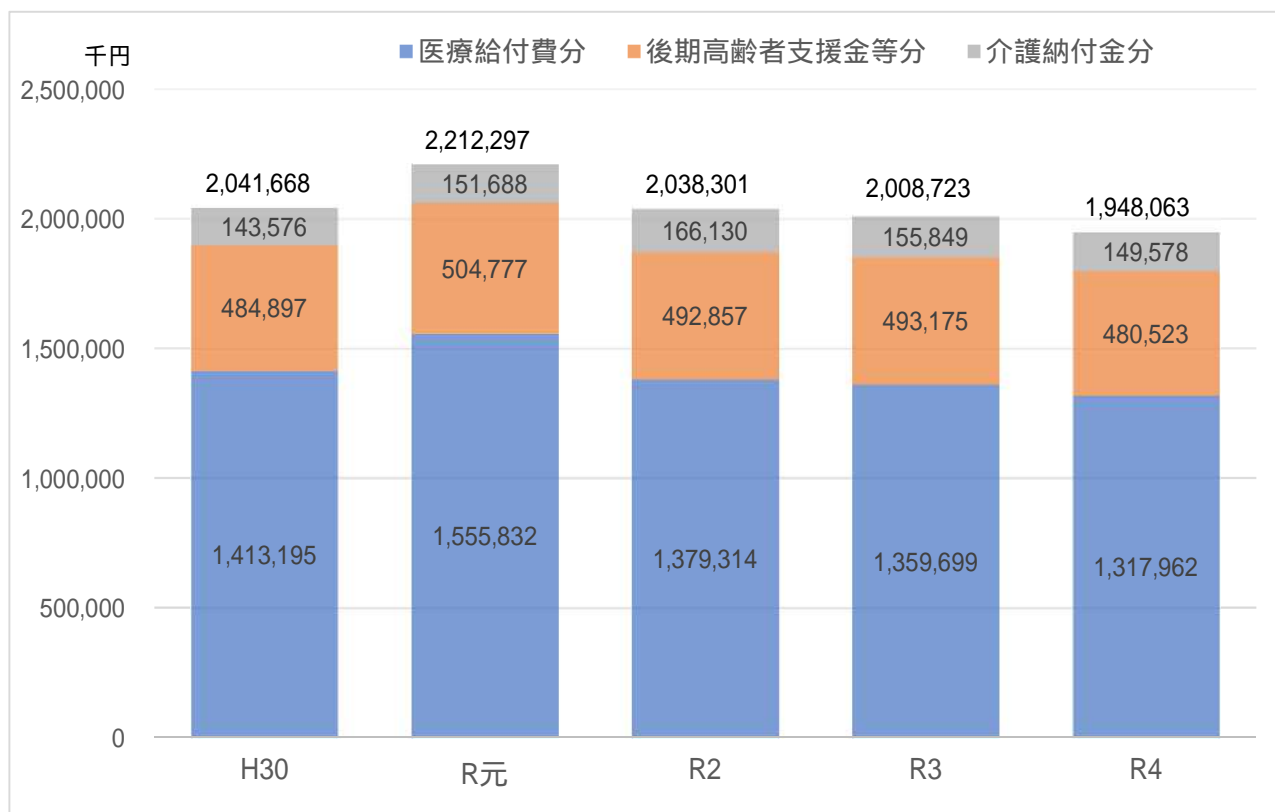
令和3年度から令和5年度にかけて、保険料率等を段階的に引き上げる改定を行ったことから、県単位化に伴う将来的な保険料水準の統一までの間、当面は、財政調整基金からの繰入等で収支の均衡を図ることとします。

- 参 考 -

### 国民健康保険事業費納付金の推移

(単位:千円)

区分 \ 年度	H30	R元	R2	R3	R4
医療給付費分	1,413,195	1,555,832	1,379,314	1,359,699	1,317,962
後期高齢者支援金等分	484,897	504,777	492,857	493,175	480,523
介護納付金分	143,576	151,688	166,130	155,849	149,578
合 計	2,041,668	2,212,297	2,038,301	2,008,723	1,948,063



(案)  
令和 4 年 度

射水市国民健康保険事業計画書

射水市福祉保健部保険年金課

## 1 基本方針

本市の国民健康保険においては、後期高齢者医療制度への移行等により被保険者数が年々減少しており、その一方で、被保険者の高齢化や医療の高度化、生活習慣病の増加等の影響による一人当たり保険給付費は年々増加している。そのため、県に納める一人当たり納付金も年々増加しており、国保財政は収支不足が続く厳しい状況となっている。

このような中、国保財政における収支不足を解消し、医療費の増加に対応できる安定的な事業運営を行うため、令和2年度に保険税率を改定したところである。

令和3年度から5年度までの3年間、保険税率を段階的に改定し財政基盤を強化するとともに、収納率向上対策事業や医療費適正化対策事業等に積極的に取り組み、中期的な国保財政の健全化を図るものとする。

また、疾病の早期発見による重症化予防等の保健事業の充実・強化を図り、被保険者の健康寿命の延伸を目指すものとする。

### < 保険税率表 > 令和3～5年度

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
区分		税率・税額	税率・税額(差分)	税率・税額(差分)	税率・税額(差分)
医療分 (0～74歳)	所得割	6.80 %	6.80 % (据置)	6.80 % (据置)	6.80 % (据置)
	均等割	24,000 円	24,000 円 (据置)	24,000 円 (据置)	24,000 円 (据置)
	平等割	24,000 円	24,000 円 (据置)	24,000 円 (据置)	24,000 円 (据置)
後期高齢者 支援金等分 (0～74歳)	所得割	1.90 %	1.90 % (据置)	2.20 % (+ 0.30)	2.50 % (+ 0.30)
	均等割	5,000 円	6,600 円 (+ 1,600 円)	8,200 円 (+ 1,600 円)	9,800 円 (+ 1,600 円)
	平等割	5,000 円	5,600 円 (+ 600 円)	6,200 円 (+ 600 円)	6,800 円 (+ 600 円)
介護納付金分 (40～64歳)	所得割	1.20 %	1.20 % (据置)	1.50 % (+ 0.30)	1.80 % (+ 0.30)
	均等割	5,300 円	7,000 円 (+ 1,700 円)	8,700 円 (+ 1,700 円)	10,400 円 (+ 1,700 円)
	平等割	6,000 円	6,000 円 (据置)	6,000 円 (据置)	6,000 円 (据置)

## 2 重点事項

### (1) 収納率向上対策の推進

本市の国民健康保険税の令和元年度(現年度)収納率は96.1%、令和2年度(現年度)収納率は96.4%であり、高い水準を維持している。

国民健康保険税は国保財政にとって重要な財源であり、負担の公平を図る観点からも収納対策課と連携し、収納率の更なる向上を図る。

収納率の向上対策として、次の取組を行う。

収納体制の充実・強化  
 口座振替の推進  
 滞納者対策の強化

**(2) 医療費適正化対策の推進**

医療費適正化の推進は、国保財政の健全性を維持するために欠かせないものであり、そのための対策として、次の取組を行う。

レセプト点検の強化  
 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進  
 被保険者への情報提供  
 適正な給付等を行うための取組

**(3) 保健事業の推進**

被保険者の疾病の早期発見により重症化を予防することで、健康寿命の延伸及び医療費適正化を図るため、次の取組を行う。

特定健康診査及び特定保健指導の推進  
 重複・多剤服薬（ポリファーマシー）対策の推進  
 保健事業の実施  
 疾病予防事業の実施

**(4) その他**

中期的な国保財政の健全化  
 被保険者資格の適用適正化の推進  
 国民健康保険制度や各種事業の周知・普及啓発  
 職員の資質向上

**3 事業内容**

事業項目	新規 / 継続	事業実施内容	実施時期	主管課
1 収納率向上対策				
(1) 収納体制の充実・強化	継続 継続 継続	・ コンビニ・クレジットカード納付の実施 ・ スマホ決済（モバイルレジ）による納付の実施 ・ スマホ決済（電子マネー）による納付の実	通 年 通 年 通 年	収納対策課 収納対策課 収納対策課

	継続	施 ・「射水市コールセンター」を設置し、現年分未納者へ電話催告を実施	通 年	収納対策課
	継続	・文書催告等を行い、納付相談等を実施	通 年	収納対策課
	継続	・諸届け出時に収納状況を確認し、未納の場合は納付相談を実施	通 年	保険年金課
(2)口座振替の推進	継続	・納税通知書発行時に口座振替依頼書を同封	通 年	保険年金課
	継続	・市の窓口で口座振替登録ができる「ページー口座振替受付サービス」の利用促進	通 年	収納対策課
	継続	・国保加入時等窓口でチラシを配布し勧奨	通 年	保険年金課
(3)滞納者対策の強化	継続	・被保険者証交付前の納付相談	通 年	保険年金課
	継続	・納付状況に応じて短期証、資格証の交付	通 年	保険年金課
	継続	・悪質な滞納者には差押等の滞納処分を実施	通 年	収納対策課
2 医療費適正化対策の推進				
(1)レセプト点検の強化	継続	・レセプト管理システムによる資格照合及び給付点検の実施	通 年	保険年金課
	継続	・国保連合会による内容点検、横覧・縦覧点検を実施	通 年	保険年金課
(2)後発医薬品の普及啓発	継続	・ジェネリック医薬品に切り替えた場合の負担軽減額をお知らせし、医療費の軽減を図る。	年 2 回	保険年金課
	継続	・ジェネリック医薬品希望シールを配布し、普及促進に努める。	7 月	保険年金課
(3)被保険者への情報提供	継続	・受診状況を確認することにより、自身の健康と適正受診に理解を深めてもらうため医療費通知を送付	年 6 回	保険年金課
(4)適正な給付等を行うための取組	継続	・海外療養費の適正な給付を行うため、国民健康保険団体連合会へ審査業務を委託	通 年	保険年金課
	継続	・第三者行為による被害に係る求償事務につ	通 年	保険年金課

<p>3 保健事業の推進</p>		<p>いて、該当一覧表、新聞記事、市消防本部提供の救急搬送情報及び各種給付申請書（療養費、高額療養費、葬祭費、限度額認定証）の記載等により、対象者の把握に努める。</p> <p>また、該当一覧表をもとに速やかに実態を調査するとともに、届出未提出の該当者へは、被害届の提出を促す。</p>		
<p>(1) 特定健康診査・特定保健指導等事業の推進</p>	<p>継続</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 40歳から74歳までの被保険者を対象にメタボリックシンドロームに着目した健康診査を実施する。また、生活習慣病の発症や重症化を予防するため、保健指導を実施</li> </ul>	<p>通 年</p>	<p>保険年金課 保健センター</p>
	<p>継続</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 糖尿病リスクを信号機に例えた健診結果通知を配布し、自身の健康状態を認識してもらう。</li> </ul>	<p>通 年</p>	<p>保険年金課</p>
	<p>継続</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定健診未受診者を対象にはがき及び電話による受診勧奨を実施</li> </ul>	<p>8月～11月</p>	<p>保険年金課</p>
	<p>拡充</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定健診未受診者を対象に、休日等集団健診を7回実施（1回当たりの定員拡大等）</li> </ul>	<p>10～12月</p>	<p>保険年金課</p>
	<p>継続</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定健康診査受診者を対象に結果説明会を2回実施し、継続受診の重要性を伝える。</li> </ul>	<p>10・12月</p>	<p>保険年金課</p>
	<p>継続</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ タブレット端末を活用した保健指導の実施</li> </ul>	<p>通 年</p>	<p>保険年金課 保健センター</p>
	<p>継続</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 血糖自己測定器「FreeStyle リブレ」を導入した保健指導の実施</li> </ul>	<p>通 年</p>	<p>保険年金課 保健センター</p>
<p>(2) 保健事業の実施</p>	<p>継続</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国保と保健センターが共同で、事業内容を掲載した「大人の健康カレンダー」を全世帯に配布し、健康管理意識の啓蒙を図る。</li> </ul>	<p>4 月</p>	<p>保険年金課 保健センター</p>
	<p>継続</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常生活の中で運動習慣の定着化を図り、生活習慣病を予防するため、身体すっきり教室を開催</li> </ul>	<p>6月～3月</p>	<p>保険年金課</p>
	<p>継続</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 若年健康診査（35～39歳）を実施し、若い</li> </ul>	<p>8月～9月</p>	<p>保険年金課</p>



(3) 疾病予防事業の実施	継続	世代から健診の重要性や定着化を図り健康づくりへの理解を深めてもらう。 ・若年健康診査の未受診者を対象に、休日等集団健診を実施	11～12月	保険年金課
	継続	・若年健康診査の対象者のうち、38歳及び39歳の方を重点に、はがきによる受診勧奨を実施	9月	保険年金課
	継続	・多受診者（重複・頻回受診者、重複服薬者）への訪問指導の実施	通年	保険年金課
	継続	・多くの薬剤を服用している者に対し、適切な服薬を促す通知書を送付	年1回	保険年金課
	継続	・疾病の早期発見・早期治療を図るため、人間ドック等の受検費用の一部助成を実施	通年	保険年金課
	継続	・糖尿病性腎症重症化予防事業の実施 糖尿病未治療者・治療中断者への医療機関受診勧奨通知 糖尿病性腎症の可能性の高い者や糖尿病性腎症患者に対する医療と連携した保健指導の実施	通年	保険年金課 保健センター
4 その他				
(1) 中期的な国保財政な健全化	継続	・保険税率の改定により、中期的な国保財政の健全化を図る。（令和3～5年度）	通年	保険年金課
(2) 資格の適用適正化の推進	継続	・居所不明者については、実態調査を実施し、資格喪失処理を推進する。	通年	保険年金課
	継続	・年金の資格得喪情報を活用し、資格の適用適正化に努める。	通年	保険年金課
	継続	・世帯内の被用者保険の被扶養者に移行可能なものを調査し、扶養申請するよう指導する。	通年	保険年金課
	継続	・学証交付者で、卒業予定を過ぎても届出のないものに、他保険に加入の場合は届けるよう指導する。	通年	保険年金課

(3) 国民健康 保険制度や 各種事業の 啓発	継続	・国民健康保険制度や各種事業について、市 広報、ホームページ及びケーブルテレビに よる普及・周知を図る。	通 年	保険年金課
(4) 職員の資 質向上	継続	・職員の資質向上を図るため、定期的に制度 の仕組み、課題等について研修する。	通 年	保険年金課
	継続	・県や国保連合会等で実施する研修に積極的 に参加し、情報収集や情報交換を行う。	通 年	保険年金課

#### 4 事業実施の目標値

各欄の( )書きは令和2年度実績を示す

##### (1) 収納率の目標(全体)

現年分収納率	滞納繰越分収納率
96.6% (96.4%)	15.5% (15.3%)

##### (2) 被保険者一人当たり療養諸費費用額の目標

費用額
403,896 円 (385,857 円)

##### (3) 医療費三要素の目標

受診率	1件当たり日数	1日当たり診療費
1043.47 件 (991.17 件)	1.82 日 (1.92 日)	16,665 円 (16,855 円)

受診率：被保険者100人当たりの受診件数(単位：件/100人)

##### (4) レセプト点検による財政効果の目標

区 分	資格点検	内容点検	計
一人当たり効果額	1,000 円 (721 円)	255 円 (245 円)	1,255 円 (966 円)

( 5 ) 後発医薬品の利用促進に係る目標 【第3期特定健康診査等実施計画より】

普及率(数量シェア)
80.0% (78.8%)

( 6 ) 第三者行為求償事務に係る数値目標(提出率、平均日数)

被害届の全提出件数	世帯主等が自主的に提出した被害届件数	損害保険会社が提出を代行した被害届件数	被害届の自主的な提出率
12件 (3件)	1件 (0件)	9件 (3件)	83.3% (73.3%)

国保利用開始日から被害届受理日までの総日数	被害届受理日までの平均日数
298日 (298日)	55日 (99日)

( 7 ) 特定健康診査受診率の目標 【第3期特定健康診査等実施計画より】

受診率
56.0% (46.6%)

( 8 ) 特定保健指導実施率の目標 【第3期特定健康診査等実施計画より】

実施率
55.0% (47.1%)

## 射水市国民健康保険第2期データヘルス計画における評価結果(令和2年度分)

第2期データヘルス計画(平成30年度～令和5年度)では、これまでの健診・医療情報を分析した結果を踏まえ、予防可能である生活習慣病の発症や重症化を予防する対策を最重要課題として、中長期目標と短期目標を設定しています。

下記の表は、それぞれの目標に掲げる評価指標について、令和2年度までの実績を追加し、目標値に対する現時点

※達成状況  
 ○…目標値に達している場合  
 △…目標値には達していないが、前年度より改善している場合  
 ×…目標値に達しておらず、前年度よりも改善がみられない場合

中長期目標	評価指標	実績値					達成状況	中間目標値	目標値
		平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)		令和2年度 (2020年度)	令和5年度 (2023年度)
虚血性心疾患の減少	虚血性心疾患有病者の割合	4.4%	4.2%	4.1%	3.7%	3.3%		4.3%	4.2%
脳血管疾患の減少	脳血管疾患有病者の割合	4.7%	5.0%	4.9%	4.6%	4.0%	○	4.6%	4.5%
糖尿病性腎症による透析患者数の減少	糖尿病性腎症による年間新規透析患者数	5人	5人	4人	5人	3人		0人	0人

短期目標	評価指標	実績値					達成状況	中間目標値	目標値
		平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)		令和2年度 (2020年度)	令和5年度 (2023年度)
糖尿病有病者の減少	糖尿病有病者の割合	11.5%	11.5%	12.0%	11.3%	10.6%	○	11.4%	11.3%
高血圧症有病者の減少	高血圧症有病者の割合	22.7%	23.1%	23.0%	22.3%	19.8%	○	22.6%	22.5%
脂質異常症有病者の減少	脂質異常症有病者の割合	18.8%	18.8%	19.0%	18.5%	16.6%	○	18.7%	18.6%
メタボリックシンドローム該当者・予備群の減少	メタボリックシンドローム該当者・予備群の割合	32.9%	32.2%	33.0%	32.7%	34.0%	×	32.4%	32.0%
特定健診受診率の向上	特定健診受診率	45.0%	46.3%	46.5%	46.2%	46.6%		52.0%	60.0%
特定保健指導実施率の向上	特定保健指導実施率	27.7%	34.1%	35.3%	44.5%	47.1%	○	45.0%	60.0%

# 保健事業の実施状況

第2期計画で設定した中長期目標・短期目標を達成するため、以下の3つの取組みについて、重点的に事業を実施していくこととしています。令和2年度までの各保健事業の実施状況は、次のとおりです。

達成状況  
 ……目標値に達している場合  
 ……目標値には達していないが、前年度より改善している場合  
 ×…目標値に達しておらず、前年度よりも改善がみられない場合

取組	事業名	事業内容	評価指標	実績値					達成状況	目標値 令和5年度 (2023年度)	
				平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)			
【取組1】 特定健診 受診率向上 対策	広報による受診勧奨	広報誌、HP、ケーブルテレビ等で特定健診の実施について周知を図るとともに、ポスターやチラシの設置について関係団体等への協力依頼を行う。	実施量	広報誌:3回 / CATV:1回						現状維持	
			成果	45.0%	46.3%	46.5%	46.2%	46.6%		60.0%	
	特定健診の受診券個別通知	特定健診の受診対象者に個別に特定健診の案内を送付する。	実施量	100%						現状維持	
			成果	45.0%	46.3%	46.5%	46.2%	46.6%		60.0%	
	ハガキ・電話による受診勧奨	受診率の低い若年層にターゲットを絞るなど、工夫を凝らしたハガキや電話による受診勧奨を実施する。	実施量	ハガキ送付件数 9,500件	ハガキ送付件数 2,600件	7,000件 2,400件	6,000件 1,900件	6,000件 1,900件	○	6,000件 1,900件	
			成果	48.7%	46.9%	45.3%	48.3%	48.5%		50.0%	
	集団健診の実施及び受診勧奨	個別健診期間終了後の未受診者対策として、休日を利用した集団健診日を設定し、対象者にハガキや電話による受診勧奨を実施する。	実施量	実施回数 ハガキによる周知件数	-	-	1回 1,000件	2回 2,000件	3回 2,000件	○	3回 2,000件
			成果	集団健診受診者数	-	-	53人	116人	159人	○	200人
	健診結果説明会の開催	健診及び継続受診の必要性を伝える「健診結果説明会」を開催する。	実施量	2回					○	現状維持	
			成果	参加人数	171人	102人	102人	108人	61人	×	150人
職場健診受診者からの健診結果データの受領	職場健診を受診した者の健診結果データを本人から受領し、受診率にカウントする。	実施量	2回					○	3回		
		成果	健診結果提供件数	52件	85件	92件	110件	162件	○	100件	
かかりつけ医での診療における検査データの受領	通院中で健診受診意欲のない者の検査データを、本人同意のもと医療機関から受領し、受診率にカウントする。	実施量	2回					○	2回		
		成果	診療情報提供件数	-	-	13件	19件	41件		100件	
【取組2】 メタボリック シンドローム対策	特定保健指導(積極的支援)の実施	特定健診の結果、階層化により積極的支援対象者となった者に、3か月以上の継続的な支援を行い、当該3か月以上の継続的な支援後に評価を行う。	実施量	特定保健指導(積極的支援)実施率	20.3%	32.3%	28.9%	26.1%	15.2%	×	60.0%
			成果	メタボリックシンドローム該当者・予備群の割合	32.9%	32.2%	33.0%	32.7%	34.0%	×	32.0%
	特定保健指導(動機付け支援)の実施	特定健診の結果、階層化により動機付け支援対象者となった者に、原則1回の支援を行い、3か月以上経過後に評価を実施する。	実施量	特定保健指導(動機付け支援)実施率	29.6%	34.6%	36.7%	48.5%	55.9%		60.0%
			成果	メタボリックシンドローム該当者・予備群の割合	32.9%	32.2%	33.0%	32.7%	34.0%	×	32.0%
【取組3】 糖尿病等 重症化予防 の取り組み の強化	血管若返り教室 (令和2年度-「STOP!高血糖教室」に名称変更)	非メタボの糖尿病予備群に対して、予防に向けた専門職による健康教室を医師会と連携し実施する。	実施量	参加者数	-	45人	41人	26人	19人	×	増加
			成果	参加者のHbA1c値改善または維持した割合	-	75.6%	65.9%	73.1%	-		増加
	健康相談会	保健師、栄養士による個別相談を実施する。	実施量	参加者数	-	32人	62人	60人	107人		増加
			成果	参加者のHbA1c値改善または維持した割合	-	75.0%	58.9%	58.3%	-	×	増加
	血糖コントロール不良者等への保健指導	特定健診の結果から「血糖・血圧・脂質の服薬コントロール不良者」「非肥満者(非メタボ)の受診勧奨要者」を特定し、市の在宅看護師等が個別訪問し、生活習慣の改善や適正受診等について保健指導を実施する。	実施量	訪問件数	650人	726人	353人	225人	361人		800人
			成果	1)血糖コントロール不良者(HbA1c7.0%以上)の割合 2)メタボでHbA1c6.5%以上の未治療者の割合	1) 7.9% 2) 4.2%	1) 7.4% 2) 4.2%	1) 7.3% 2) 4.2%	1) 7.4% 2) 4.2%	1) 8.2% 2) 4.0%	1) × 2) ○	1) 7.0%未満 2) 4.0%未満
	健診異常値放置者への医療機関受診勧奨	特定健診の結果、血圧・血糖・脂質において受診勧奨判定値を超えていて未治療者である健診異常値放置者のうち、数値が高くリスクが重複している者に対し、通知書を送付することで受診勧奨を行う。	実施量	受診勧奨実施率(受診勧奨者数)	-	100%(20人)	100%(14人)	100%(14人)	100%(11人)		100%
			成果	医療機関受診率	-	28.3%	30.8%	38.5%	45.5%		50.0%
	糖尿病治療中断者への医療機関受診勧奨	過去に糖尿病の受診歴があり、最終の受診日から一定期間受診記録がない者に対し、通知書を送付することで受診の再開を促す。	実施量	受診勧奨実施率(受診勧奨者数)	-	100%(30人)	100%(23人)	100%(11人)	100%(13人)		100%
			成果	医療機関受診率	-	40.7%	63.2%	27.3%	92.3%		50.0%
糖尿病性腎症の可能性の高い者への受診勧奨・保健指導	及び、の対象者のうち、糖尿病性腎症の可能性の高い者に対し、かかりつけ医と連携した保健指導を実施する。	実施量	プログラムに参加した人数	-	3人	3人	0人	2人		3人	
		成果	プログラム参加前後でのHbA1c値の変化	-	改善(8.5 6.7)	悪化(8.2 8.3)	-	悪化(6.8 7.0)	×	改善又は維持	
糖尿病性腎症と想定される患者への保健指導	糖尿病性腎症と想定される患者に対し、かかりつけ医と連携した保健指導を実施する。	実施量	プログラムに参加した人数	-	1人	2人	3人	3人	○	3人	
		成果	プログラム参加前後でのHbA1c値の変化	-	維持(6.9 6.9)	改善(7.3 6.8)	悪化(6.5 6.9)	維持(6.9 6.9)	○	改善又は維持	
その他取組	若年健康診査(35-39歳)	若年層からの生活習慣病の早期発見と予防及び健診受診の習慣化による特定健診への導入のため、特定健診と同様の健康診査を実施する。	実施量	受診勧奨実施率	-	-	-	-	20.9%	×	40.0%
			成果	若年健診受診率	17.8%	17.2%	17.6%	17.6%	20.5%		30.0%
	スマホdeドック事業 (令和2年度で終了)	受診率の低い若年層の健康に関する意識啓発のため、若年健診未受診者に対し、自宅で気軽に健康チェックできる血液検査サービス「スマホdeドック」による受診勧奨を実施する。	実施量	スマホdeドック利用率	-	-	12.2%	5.2%	4.8%	×	15.0%
			成果	次年度健診受診につながった件数	-	-	6件	6件	5件	×	10人
	ジェネリック医薬品普及促進事業	ジェネリック医薬品の利用促進について、広報啓発を行うほか、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の差額を通知する。	実施量	差額通知の発送数	1,244件	1,283件	1,015件	754件	648件		500件
			成果	ジェネリック医薬品普及率(数量シェア)	68.0%	70.2%	74.7%	78.0%	78.8%		80.0%
	多受診者訪問指導(重複受診・頻回受診・重複服薬)	医療機関への過度な受診が確認できた者や、薬局から投薬を重複して受けている者に対して、保健師等が個別訪問し実態を把握しながら、受診指導を行う。	実施量	訪問指導実施者数	30人	28人	30人	30人	30人		上限30人
			成果	訪問指導後の行動変容率	63.3%	89.3%	76.7%	83.3%	100%	○	80.0%
多剤通知事業 (令和2年度-)	多くの薬剤を服用している者や同じ効能の薬剤を複数服用している者に対し、薬剤情報を記載した通知書を送付することで、適切な服薬を促し、薬害事業を防ぐ。	実施量	通知件数	-	-	-	-	580件		500件	
		成果	医薬品改善割合	-	-	-	-	28.8%	×	50.0%	
身体すっきり教室	運動習慣の定着化を図り、生活習慣病の発症を予防することを目的に、運動指導士による生活活動を高める運動教室を年間10回実施する。	実施量	開催回数	年間10回(令和元年度の最終回は感染症拡大防止のため中止)						現状維持	
		成果	ポイントラニー達成者	32人	29人	31人	26人( )	15人	×	40人	